

議案第240号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

平成21年12月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 教職員用情報システム
- 2 取得先 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号さいたま新常盤ビル
東日本電信電話株式会社埼玉支店
支店長 佐藤 謙一
- 3 取得価格 692,821,500円
- 4 取得理由 職員室等に機器を整備しネットワークを構築することにより、教育活動の質の向上及び校務の効率化を図るとともに、学校の情報セキュリティを確保するため。